（行政の区分については、次に掲げるそれぞれの地域試験に対応する地域の範囲内に所在する官署又は特定独立行政法人の事務所に属する官職。ただし、本省庁に属する官職については、人事院規則８―12第９条第４項の規定により、当該本省庁が所在する地域以外の地域に係る地域試験の結果に基づいて作成された名簿からも採用される。）

（地域試験）	（地　域　の　範　囲）
行政北海道地域	北海道
行政東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
行政関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
行政東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
行政近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
行政中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
行政四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
行政九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
行政沖縄地域	沖縄県

4　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として次のとおりであり、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	172,200円
専門行政職俸給表	１級９号俸	172,800円
公安職俸給表㈠	２級13号俸	200,000円
公安職俸給表㈡	１級21号俸	195,700円
研究職俸給表	１級25号俸	176,900円

「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」の適用を受ける場合もこれとほぼ同額の俸給月額及び諸手当が支給される。

なお、特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和57年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者

⑵　平成２年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成24年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成24年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　行政

教養試験、専門試験（多枝選択式）及び論文試験

イ　物理、電気・電子・情報、機械、土木、建築、化学、資源工学、農学、農業土木及び林学

教養試験、専門試験（多枝選択式）及び専門試験（記述式）

（専門試験の出題分野は別記１のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、教養試験及び専門試験（多枝選択式）の成績を総合して行い、論文試験又は専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成23年６月19日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、習志野市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成23年７月13日（水）に、行政区分については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴②に掲げる。）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所において、その他の区分については人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（個別面接により行う。）

⑵　試験の実施日　平成23年７月20日（水）から８月３日（水）までの間の指定する日

⑶　試験地　別記２のとおりとする。

8　最終合格者発表　平成23年８月19日（金）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験申込書の受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申　込　先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市、仙台市、秋田市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
習志野市、東京都、新潟市、長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
静岡市、名古屋市、金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
京都市、大阪市、神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60